

競技規則

【総則】

- (1) 本競技規則はいぜな88トライアスロン大会に適用する。
- (2) 本大会は、スイム2km、バイク66km、ラン20km合計88kmで行うものである。

【競技運営】

- (1) 大会主催者は、大会運営にあたり「競技者、大会関係者及び、一般住民の安全」を最優先に配慮することをここに確認する。
- (2) 大会主催者は、大会を運営するにあたり下記の権限を保有する。
 - ① 大会当日の気象条件、競技環境等の悪化又は不良等により十分な安全が確保出来ないと判断した場合、競技が開始される以前にあるいは競技中に競技内容の変更又は、競技の中止を決定する。
 - ② 競技運営を円滑にするための特別規則を設定する権限。
 - ③ 運営安全管理規則に違反した競技者に対して、失格を命令する権限。
 - ④ 競技技術の未熟さ、過度の疲労、競技中の事故等の理由で競技続行の中止を命令する権限。
 - ⑤ 競技成績を上げることを目的に使用される薬物、身体に有害な刺激物、興奮剤及びアルコール飲料を大会のために使用した競技者に対して、失格を命令する権限。

共通規則

(1) 【ルール厳守と責任・安全管理義務・フェアプレイ精神】

- ① 競技者は、競技規則、交通規則を厳守し、主催者運営委員、警察官が発する案内・指示及び注意・警告・命令を厳守しなければならない。又、競技中であっても、競技者が犯した交通違反の為の責務は、競技者個人が負わなければならぬ。
- ② 競技者は、大会が一般道路・施設自然環境を利用して開催される事を良く理解し、主催者、警察官による案内・注意・指示等の有無に係わらず、安全を確保できるよう最大限の注意を払いながら競技遂行をしなければならぬ。
- ③ 競技者は、自己責任において、体調を維持し、安全管理を怠らず、緊急時には確実な対処ができるよう配慮しながら競技を遂行しなければならぬ。又、体調に異常を感じたら直ちに休憩をとるか、競技を中止しなければならぬ。
- ④ 競技者は、良識あるスポーツマンとして、フェアプレイの精神に則って行動することを要求され、大会運営に支障が起こるような言動は慎まねばならぬ。

(2) 【競技者の棄権】

- ① 競技者は自らの意志で棄権する場合、主催者運営委員に対して、自ら棄権したことを報告しなければならぬ。
- ② 自らの意志で棄権した競技者、あるいは主催者運営委員から競技続行の中止・失格を命じられた競技者は速やかに競技コースから撤退し、他の競技者の競技遂行を妨げてはならない。
- ③ 自らの意志で棄権した競技者、あるいは主催者運営委員から競技続行の中止を命じられた競技者、又は病院・休憩・飲料施設等に収容された競技者が、自らのコンディションの回復もしくは、競技環境の良化等を理由に再復帰することはできない。

(3) 【個人援助の禁止・エイドステーションの利用】

- ① 競技者への伴泳、伴走又は、飲料等の個人援助を禁止する。
- ② 競技者は主催者が設置したエイドステーションに設置された飲物・食料等及び医療等をサービスとして受けることが出来る。

(4) 【競技中の小休止許可】

- ① 競技者の安全のために、競技中における小休止は隨時可能とするが、競技者が自ら医療機関・休憩・飲料施設等を利用した場合、又は、主催者運営委員等に収容された場合は競技に再復帰できない。
- ② 競技者の小休止の際には、他の競技者の競技遂行を妨げないよう配慮する必要があり、競技復帰に際しては競技コースを離脱した地点から再スタートすること。

(5) 【競技用ゼッケン類・競技用ウエアーの用具類の着用】

- ① 主催者から提供されたゼッケン・スイムキャップ・計測用チップ・その他表示類は、主催者の指示に従い着用または、所定位置に付けそれらを改造することはできない。
- ② 競技者は大会の品位を汚さず、競技に適応したウエアーを着用することとしスイムにおいてはスイムパンツ（スイムウエアー）、バイク・ランにおいてはパンツ及びウエアーを着用し種目別に定められた用具を使用し競技を遂行しなければならない。

(6) 【着替え・トランジションエリアでの注意】

- ① 種目変更時の着替えは、トランジションエリア（種目変更地点）に設置する所定の着替え場所を使用することを原則とし、一般社会的モラルに反する行為は慎むものとする。
- ② 競技者は、トランジションエリア内では、指定のバイクラックを使用する。又、他の競技者のバイク、用具類等に触れないよう十分配慮する必要がある。

(7) 【競技コースの確認義務】

- ① 競技者は、事前に競技コースを視察・試走することにより十分に競技環境を把握しなければならない。又、視察・試走に際しては大会用の整備・交通規制がされてないことを十分理解し、事故防止に努める必要がある。

(8) 【制限時間】

- ① スイムは1時間30分とし、バイク・ランの種目別制限時間はなく、3種目の合計時間は7時間とする。

(9) 【周回記録地点での周回チェック義務】

- ① 競技者は、主催者運営委員より指示された箇所において周回チェックを受ける事とし、周回記録地点では、主催者運営委員の指示に従う事。

スイム競技

(1) 【安全の確保と緊急救救の場合】

- ① 競技者は変化の激しいスイムの競技環境を十分に把握し、能力に応じたペースを守り、他の競技者との接触を避けるよう十分な間隔を保ちながら競技を遂行しなければならない。
- ② 競技中、援助を必要とする場合の合図（棄権表示）は「競技を中止し、片手を頭の上で振る」事で統一する。

(2) 【ボディーナンバーの記入義務】

- ① 競技者は主催者の指定する位置にボディーナンバーの記入を受け、そのナンバーは、全競技終了まで削除してはならない。但し、ウエットスーツなどにより通常のナンバー記入が困難の場合は主催者の指示に従う。

(3) 【スイムキャップの着用義務】

- ① 競技者は主催者から支給されるスイムキャップをスイム競技中は着用しなければならない。

(4) 【スイムゴーグル・ウェットスーツ・トライアスロン・スーツ等を着用】

- ① 競技者は、スイムゴーグル、ウェットスーツ、トライアスロン・スーツ等を着用する事を許可する。

(5) 【推進・浮揚装備の使用禁止】

- ① 競技者が、足ヒレ、パドル及びシュノーケル等いかなる推進・浮揚装備の使用を禁止する。

(6) 【スイム競技中の小休止許可】

- ① 緊急及び小休止のため、一時的にコースロープ・ブイ・救助・監視船等に捕まることは許可されるが、ロープ等を伝わって競技を遂行することは禁止する。
- ② 競技者は、決して無理せず、必要とあればブイ等を利用して小休止をとることを勧めるが、小休止を必要とした場合は、体調不良により競技遂行に支障が生じる可能性が高く、競技を棄権する状態であるかどうか明確に判断する必要がある。

(7) 【周回記録地点での周回チェック義務】

- ① 競技者は、主催者運営委員より指示された箇所において周回チェックを受けることとし、周回記録地点では、主催者運営委員の指示に従う事。

バイク競技

(1) 【安全確保と事故対策】

- ① 競技者は、観客、他競技者、道路事情、気象状況により瞬間に棄権要因が発生するバイクの競技環境を把握し、安全を十分に確保出来るスピード及び他競技者との距離を保ちながら競技を遂行しなければならない。
- ② 競技者は、バイクの競技速度40キロから70キロ以上に達し、事故における競技者自身及び第三者が受ける被害の重大性を良く認識し、転倒衝突等の緊急事態には、最小の被害に止められるように日頃から十分な鍛錬を積み競技に望まなければならない。

(2) 【競技用自転車、自転車の安全点検の義務】

- ① 自転車は、原則としてロードレーサーを使用しフェアリング等の空気抵抗低減装置を付けることを禁止する。
- ② 競技者は、事前に自転車の自己安全点検を行い最良の状態で競技に望まなければならない。

(3) 【ゼッケンプレート・ゼッケンナンバー着用の義務】

- ① 競技者は主催者から支給されるゼッケンプレート及びゼッケンナンバーを主催者の指示に従い所定の位置に付け競技に参加する義務を負う。

(4) 【硬質ヘルメットの着用義務】

- ① 競技者は、競技中硬質ヘルメットを着用することが義務付けられる。

(5) 【競技の遂行】

- ① 競技者は、自転車に乗って競技を遂行することを原則とするが、状況に応じては、自転車に乗らず自ら自転車を押したり、担いだりして競技を遂行することを許可する。但し、他競技者の妨げにならないように十分に配慮する必要がある。

(6) 【故障修理の支援、スペアホイール使用禁止】

- ① バイク競技中の自転車の故障は、競技者自身で修理しなければならない。
- ② 修理にあたり、修理の道具・用具を他人から借用すること、スペアホイールを使用することを禁止する。但し、競技者の不可抗力によると主催者が判断した場合は特例を認める場合がある。

(7) 【ドラフティング・伴走・集団走行・牽引の禁止】

- ① 競技者が、空気抵抗を軽減する目的の有無に関わらず、前方の自転車及び原動機付きバイクの後方5m（自転車3車長分）以内、又は前方の自転車の後方25m以内に位置しつつ、それらの進行軌跡をなぞるような走行（ドラフティング）を行う事を禁止する。更に、空気抵抗を軽減するためのいかなる行為もドラフティングとみなされる。ドラフティングを行っていると断された場合、警告なしで該当競技者のバイクに5分間以上の罰則時間を加算する。
- ② 競技者が、空気抵抗を軽減する目的の有無に関わらず、他の競技者と伴走することを禁止する。伴走する競技者同士の距離が2m以上を確保できる十分広いコース幅があればこの限りでない。競技者同士がお互い自覚し、伴走を解除するような努力をする。
- ③ 集団走行は、以上の規則に抵触しないと思われる場合でも、事故の危険率が倍加するため、競技者ど

うしがお互いに自覚し、集団走行を解除するような努力をする。

- ④ 競技速度が大幅に加速されるような地点（下り坂等）においては、以上の規則より大幅に車間距離を取り、危険を排除するよう競技者同士で十分配慮をする。

- ⑤ 競技者の自転車が、他の競技者の自転車あるいは乗り物によって牽引を受けることを禁止する。

(8) 【追越しの注意、追越し禁止の厳守義務】

- ① 他の競技者を追い越す場合、右側2m以上の間隔を取って速やかに追い抜くことを原則とする。追越ししきれない場合は、伴走状態を招かないよう競技者同士で配慮すること。
- ② 競技者は、主催者より追越し禁止を指示された箇所での追越し禁止の厳守義務がある。

(9) 【減速の励行義務及び緊急減速指示】

- ① トランジションエリア（種目変更地点）、エイドステーション、コーナー、カーブ、コース幅の狭い地点、合流地点等、危険の生じやすい地点では安全を確保できるよう十分な減速を行う事。
- ② 競技者は、主催者及び主催者運営委員より減速を指示された場合、又は減速表示箇所において十分な減速を行うこと。
- ③ 競技者は、事故処理等の車両等走行を緊急指示された場合は道路右端により減速し、自己走行の安全に十分配慮しつつ事故処理等の車両等を優先すること。

(10) 【周回記録地点での周回チェック義務】

- ① 競技者は、主催者運営委員より指示された箇所において周回チェックを受けることとし、周回記録地点では、主催者運営委員の指示に従う事。

ラン競技

(1) 【安全の確保と事故対策】

- ① 競技者は、トライアスロンのラン競技が通常炎天下で行われることを理解し競技者自身及び他競技者、観客等の安全を十分確保できるよう最大の注意を払いながら競技を遂行しなければならない。

(2) 【ゼッケンナンバーの着用義務】

- ① 競技者は主催者から支給されたゼッケンナンバーを主催者の指示に従い所定の位置に付けてラン競技に参加しなければならない。ゼッケンナンバーはラン終了後までは取り外してはならない。

(3) 【競技の遂行、事故処理による緊急指示】

- ① 競技者は、自力により走る、歩く等によって競技を遂行することを原則とする。
- ② 競技者は、事故処理等の車両等走行を緊急指示された場合は道路右端により減速し、自己走行の安全に十分配慮しつつ事故処理等の車両等走行を優先すること。

(4) 【周回記録地点での周回チェック義務】

- ① 競技者は、主催者運営委員より指示された箇所において周回チェックを受けることとし、周回記録地点では、主催者運営委員の指示に従う事。

異議申し立て手続き

- 1 主催者の決定、又は他の競技者の行為に対し異議申し立てを希望する競技者は競技前、競技中、終了後、又は、リタイヤした後に主催者運営委員に申し出ること。但し、全競技終了後30分以内に、異議申し立て内容を書面にて主催者に提出し、自らその異議申し立ての内容を立証しなければならない。異議申し立てに対する裁定は、審判委員、運営委員、実行委員長等大会関係者の競技を経て、最終決定権は、大会長が保有する。

- 2 異議申し立てに対する決定は、審判長を通じ異議申し立て競技者へ通知する。